

場 所 役 者 田 順 一
 行 町 任 深
 発 垣 資
 岡 垣 町 長

奉仕

人間はたった一人では生きていけない動物である。まず両親から生れ、友達と大きくなり、学校・職場・社会からいろんなものを習い生活の知恵を得、毎日を生活している。

食べているもの、着ているものみんな他人がつくったものである。人間は孤立して生きているのじやない、そこに奉仕の考えがでてる。

も少しいえば、人間は他の生命を断つことにより生きていく。毎日のいりこ、魚、肉、野菜など、生物を殺して生きている。一寸の虫にも五分の魂、魚でも生きたい死にたくないという意志はあるはず。それを殺し、みんな助け合ひながら生きていく。そこに奉仕の価値が生れる。

空飛ぶ鳥も、地上の動物も、すべて他の生命のため奉仕している。どの木も草も、どんなに小さい生物も、それぞれ奉仕している。花は人の心にやわらぎを与え、草

木は空気を清浄にし、太陽は歓喜を与え、雨は土地をうるおし草木を育てる。

新約聖書に「受けるよりは与える方が、さいわいである」という言葉がある。が人は与えるよりもらうことを喜ぶ。受けたものは全部がめこみ、出すことは親爺を監獄から出すこともすかん人が多。自分のためだけに生きる利己主義、貧欲は、その人の運命を封じこめてしまうことである。

では何を与えるか。金銭、物質的なもの、労働、技術、勇気、愛などないものは与えられないが、与えようと思えばいくらでもある。お釈迦様は「無財の七施」で、お金、物はなくても、人に喜んでもらえるものとして

涼しい目で人に接することが、相手にどれ程うれしがられるか。「有難うございます」「お早よう」「ご苦労さん」ということで、生活がどんなに明るくなることかやさしい顔、明るい顔が相手を嬉



とどいたら、まず、とじましよう

しくせ希望を与えることか。お互い温い心がかよえば、明るい社会がつくられる。

進んで労力を提供することも尊い贈りものである。

汽車、バスで、体の悪い人や年寄に座をゆずる。

たとえ一つでも日常生活に生かしたら、どんなに住みよい社会になることか。これらは心がけ一つで誰にでも出来ることである。

「人が喜んでくれることが奉仕である」それには三つの原則がある。

第一は「利他行為である」自分以外の者につくす。友達、見も知らぬ人、社会のために働く。相手が喜んでくれても喜ばなくても働く。自分自身のために働く。それが結果的には他人のためになる。

第二は「代償を求めてはいけな」物質的な代償を求めてはならないのは当然だが、「折角してやったのにお礼もいわん」は、精神的な代償を求めたことになる。

奉仕活動は人間同志の相互扶助で当り前のことである。だから犠牲的な考え方、優越的な考えは一昔前の奉仕観で、早くのけてしまわねばならない。

物質的にも精神的にも代償、対価を求めず、自分はそうせずにはいられない……これが奉仕である。第三は「自発的である」こと。子供会のお宮掃除も、大人の押し

ついでには奉仕でなくなる、又主体性をもっていなければ長続きしない。

住民基本台帳調査実施!!

住民実態調査を実施しますので
町民の御協力をお願いします。

奉仕者の美しさは、到底筆では表現しきれないが、奉仕の精神と実践、金人類、全町民の心としたいもの。
公民館

(一)住民基本台帳制度のあらまし

この制度によって、町民が岡垣町の「どこ」に住んでいるか、選挙人名簿に登録してあるか、国民健康保険に加入しているかなど、町民に直接関係のある、町の行政事務の基礎として利用することになっていきます。

(二)調査のねらい

町民の実態を確実に把握し、その記録を確実に一致させておくことが、町にとって極めて大切である。ところが、このような大切な住民基本台帳を軽視し、法定められていた届出(転入・転居届出等)を怠り、自らの権利を放棄している人が多いのです。今回の実態調査は、このような届出を怠り放棄している人を発見し、一日も早く所定の届出をするようすすめ、正確な住民基本台帳を作成することにあるのです。

(三)調査の対象

受持調査内で住民基本台帳に記載されている者及び調査内に住所(生活の本拠)を有するが、住民

基本台帳に記載されていない者を調査します。

ただし、外国人は調査から除きます。

調査の日程

調査は七月一日を基準日として行います。

準備調査……自六月二十八日

至六月三〇日

戸別調査……自七月一日

至七月十日

調査書類の点検、整理記入、再調査など……自七月十一日

至七月十四日

調査書類の提出(役場住民課へ)

七月十五日

調査区と調査員・調査補助員

調査の際に調査補れや重複調査のおこるのをさけられるため町内区域を各行政区に統括し、区の実状により隣組に区分し行なう箇所については隣組長が調査補助員としてこれにあたり、全区の場合は区長(又は代理者)があたり、町内施設は特別調査区として別に設定されています。

調査員・調査補助員には、調査員証を交付し、調査上知り得たことは外部に漏らしません。
住民基本台帳法に基く届出の義務
調査員が口頭で届出をするようすすめられた人は、必ず所定の届

住民基本台帳法に基く届出

種類	持参するもの (○印)								届出期間
	印鑑	国民保険証	国民年金手帳	配通	給帳	母子手帳	区証	長明前住地証明	
出生届	○	○		○		○			14日以内
死亡届	○	○	○	○					7日以内
転入届	○	○	○	○		○		○	14日以内
転出届	○	○	○	○					届出するまで
転居届	○	○	○	○		○			14日以内
世帯変更	○	○		○					14日以内
社会保険に加入脱退した月	○	○							14日以内
厚生年金に加入脱退した月	○	○							14日以内

※ 届出等には、届出人の印鑑を持参してください。

納め忘れの国民年金保険料は 六月三十日迄に!

国民年金の保険料は、きめられた納期限の翌日から二年を過ぎると、時効によって納められなくなり、将来年金を受けるときに大変不利になるばかりでなく、年金が受けられなくなるはあいもありません。

このようなことのないよう、今年の六月三十日までは時効で納められなくなった期間の保険料(一月四五百五十円)を特別に納めることができます。詳しくことは役場住民課又は国民年金委員さんにおたずね下さい。昭和四十七年度岡垣町国民年金委員は次のとおりです。

- 矢口 早川スエノ
- 正矢口 入江ヨシ子
- 古小路 麻生和子
- 介丸 高野和子
- 高塚 佐々木周子
- 三吉 藤岡隆敏
- 三吉 廣渡敏子
- 内浦 吉川康国
- 手野 渡辺サチ子
- 原 鶴田マツエ
- 湯川 木村千代雄
- 魚澄 辰巳

新松原 広渡喜代子
 元松原 広渡 豊喜
 西黒山 岩崎マサ子
 東黒山 梅野 繁雄
 種 塚 田原スマ子
 山 田 秋武 ナミ
 東山田 赤松 裕憲
 西山田 木下 虎一
 東松原 永沼 又吉
 緑ヶ丘 西村 光代
 高 陽 内田 利夫
 戸 切 石田 一郎
 百合野 清川 寿
 白 谷 水田ミキエ
 上海老津 野田 喜六
 東海老津 大森福五郎
 新海老津 広渡 忠
 海老津 木原アヤ子
 上 畑 神谷 兼起
 高 倉 波田サヨ子
 上高倉 神谷カズエ
 野 間 石橋 環
 百合ヶ丘 曾宮 シゲ

住 民 課

福祉年金の定時届を

あなたが今年も福祉年金を受け
 るためには、所得状況届(切料手
 続)が必要です。この手続をしな
 ければ、九月期の支給がおくれ
 ることとなりますのでお忘れなく
 おいでください。

- 持参するもの
- 一、国民年金証書

二、本人、配偶者、扶養義務者
 が今年一月一日以降に転入の
 場合は、前住所地の市町村か
 ら四十七年度の所得額証明書
 を持参ください。
 住所変更届を

上水道断水事故に思う

今回(五月二十八日、二十九日)
 の水道の事故により、町内全域の
 上水道利用者に、多大の御迷惑を
 かけましたことを深くお詫び申し
 上げます。

事故の原因及び事後措置等給水利
 用者に、報告し、同質の事故は、
 二度と繰返しては、ならないこと
 を肝にめいじ筆をとらせていただ
 きました。

①事故の状況

五月二十八日、午前一時頃突如と
 して浄水場内の各電気施設が停電
 となり機能停止。原因の究明に当
 ると同時に、各区長さんに事故の
 報告、節水を依頼、その間予備の

ディゼルエンジン一台(二十五馬
 力一時間当り、送水量三〇立方米
)にて、送水せるも、おいつかず
 航空自衛隊曹屋基地、遠賀郡消防
 本部、曹屋町の応援により給水し
 ましたが、何分町全域に亘る断水
 のため、配水車の手配等にも、何
 かと不手際の多かったこと、且つ
 又九州電力に多大の御迷惑をおか
 けたことを思うとき、誠に慚愧
 にたえません。

福祉年金受給者が他の市町村か
 ら転入された場合は住所変更、支
 払郵便局変更の届出を、役場年金
 係へ提出ください。

年 金 係

②事故原因

浄水場内トランスより制御盤に至
 る間のケーブル(約一八米)の端
 末処理不良による絶縁不良、それ
 に伴う制御盤故障。

③緊急措置

電気施設の欠陥が事前に察知出来
 なかったことにつき、今後かゝる
 ことのないよう、電気系統の、予
 防検査充実には十分配慮するととも
 に、緊急事態に対応出来る業務体
 形の確立等、この事故を契機とし
 二度とかゝる事故のないよう、反
 省すると、ともに、研鑽、努力を
 致します。

④今後の課題

御承知のとおり、町上水道は、昭
 和三十六年、高陽飲業所の閉山に
 ともない、その周辺を含めて、給
 水戸数六〇〇戸、給水人口二、五
 〇〇人の小さな簡易水道を、第一
 次、第二次の拡張工事を経て、現
 在では、三二七九戸給水人口二二
 六七〇人(昭和四十七年五月末現
 在)と当時と比較して、給水人口
 に於て十一年間に五、六倍、給水
 使用量においては、一日平均三七

七立方米が、二九六〇立方米と約
 八倍に増加しております。給水区
 域内の宅地造成による人口増加
 一人当の水使用量の伸び、既存施
 設の若返り工事、給水区域の拡大
 等、今後の上水道の、管理運営に

水道課長

保険金一三百万円引上記念

簡易保険

特別増強運動実施中

皆さんの強いご要望にこたえて
 郵政省では最高額を三百万円に引
 き上げました。

動を実施中です。
 詳しいことは、郵便局から伺いま
 すのでおたずねください。

梅雨期の交通事故防止

つゆの季節にはいりますと、毎
 日降り続く雨のため人の気持がう
 っとおしくなるだけでなく運転席
 からの視界は狭くなります。

また、ぬれた道路はすべりやす
 く、道路の端はゆるんでくずれや
 すくなるなど、悪い条件が重なっ
 て交通事故がおこりやすくなりま
 す。

つゆどきの交通事故を防止する
 ため、つぎのことに注意して下さ
 い。

- 1、スピードはひかえめに、車間
 距離はじゆうぶんに。
- 雨の日は、フロントガラスやパ
 ックミラーが曇り運転者は、障害

- 1、雨の夜は前方にご用心。
 雨降りの夜は、ライトの効果
 が半減して前方が見えにくくなり
 ます。それに前から来る車のライ
 トが目にはいると、めくら同然とな
 り、歩行者や自転車に気づかない
 で事故をおこします。
- 2、スピードをおとし前方によく注
 意して慎重な運転をしましょう。
- 3、道路の端にも注意
 雨が長く降り続けると、道路の端

はやわらかく、くすれやすくなり
ます。舗装されていない道路では
端に寄りすぎないように注意し、
車もすれちがうときは広い安全な
場所を選びましょう。

4、作業点検は十分に
タイヤの空気圧の適いや、プレ
ーキの片ぎきは横すべりの原因と
なり、すり減ったタイヤはスリッ
プ事故の原因となります。

またワイパーの故障は、歩行者
など前方の障害物の発見をおくら
せ重大事故を誘発します。

運転前に作業点検を励行し故障

議 会 だ よ り

第三回臨時会は五月二十七日招集
され会期一日間と決定、次の議案
が可決された。

議案第四十号

岡垣町に所在する対地射爆場の
撤去に関する意見書提出について
地方自治法（昭和二十二年法律第
六七号）第九九条第二項の規定に
より、関係行政庁に対し、岡垣町
に所在する芦屋対地射爆場の撤去
に關し、別紙の通り意見書を提出
するものとする。

昭和四十七年五月二十七日提出

岡垣町議会議員 村上 武

全 平井政秀

全 太田 晃

全 川原清彦

全 勢屋康一

意見書

があれば、どんな小さなものでも
整備するよう心掛けましょう。

キヤッチフレーズ

（運転者向け）

//安全確認もう一度

スピードはひかえめ

ブレーキははやめ//

（歩行者向け）

//歩道を通り

よくたしかめて

安全横断//

北九州市警交通課

岡垣町交通安全推進協議会

我が岡垣町は北九州市の西方に
位し、北九州市に二〇分福岡市に
四〇分の至近距離にあり、東西約
一二キロ、南北約四キロの約四八、五
平方キロの面積を有する、水と空気
の美しい美しい緑の町である。

北部及び西部地区は玄海グリーン
ライン構想のモデル地区であり、
玄海固定公園として、白砂青松の
美を誇っている。又この美林は岡
垣町の中核的営農地区を保護する
防風保安林として、祖先が三百年
間にわたる血と汗によって育成し
て来たものである。しかるに昭和
二十三年米國駐留軍によって一方
的に、山林、海浜地三八八ヘクタ
ールを接収され、岡垣町に所在し
ながら芦屋対地射爆場として現存
して来て居る。

中南部地区は、国鉄鹿児島本線
国道三号線、其の道路網の四通発
達により、近年高度成長に伴う都
市生活環境の悪化は、岡垣町を、
地の利と共に、美しい緑と汚れな
い空気を求め得る、北九州に於け
る唯一の地域として、人口の流入
が激しく住宅の供給地として急ピ
ッチで開発が進んで居る。しかも
この開発が、今後岡垣町が必然的
にたどらねばならない運命であり
公害のない緑と空気を求めてやま
ない北九州地区住民の願望である
と考える。我々は国防というもの
に大きな理解を持ちながらも、今
後、岡垣町が住みよい住民の町と
して発展を遂げるためには、この
芦屋対地射爆場の存在は過去に於
ける騒音と、約一〇〇回に及ぶ誤
射爆とは本町全員の住民の大きな
不安の柱であり、この撤去こそ全
町民永年の宿願である。

しかも、この射爆場は他の基地
の存在とは異なり、住民に不安を
与え、町の財政を圧迫するのみで
あって、町財政に対する何らのは
ねかえりもなく、百害あって一利
なしと云わざるをえない。

今般 この対地射爆場が米軍よ
り日本政府に返還された、我々は
この時期こそ、この対地射爆場が
撤去される絶好の機会であると考
え、岡垣町議会は関係行政庁に対
して、岡垣町民の公益を守る立場
から、この対地射爆場をすみやか
に撤去し、国民に迷惑のない他の

地点に移転する措置を講ぜられる
ように要求して、この意見書を提
出します。

○満場一致で原案可決

◎議案第四十一号

不動産交換契約の締結につい
て

次のおり不動産を交換したいの
で議会の議決を求めぬ。

不動産の表示

1)大字山田字登り立

三五七番九山林九五七九平
方米の内二九七五平方

2)大字山田字鍋田

三九二番三八六山林一六四
〇平方米の内八三六平方

計 三八一二平方

香典返しとして御寄附ありがと
う御座います。

記

一、戸切区 故竹石フデ殿 79才

昭和47年5月7日死亡

竹石幹夫殿より

一、波 津 故太田トシ殿 74才

昭和47年5月20日死亡

太田忠義殿より

一、野間区 故大利長一郎殿 72才

昭和47年5月29日死亡

大利昌弘殿より

社会福祉協議会へ

社会福祉協議会並に老
人クラブへ

△社会福祉協議会並に老
人クラブへ

一、波 津 故太田トシ殿 74才

昭和47年5月20日死亡

太田忠義殿より

一、野間区 故大利長一郎殿 72才

昭和47年5月29日死亡

大利昌弘殿より

無財の七施

今から七年前の新聞の切抜きの
中に「無財の七施（むさいのなな
せ）」の説明がありましたので、
それを紹介しましょう。
この言葉は大藏經の中にある、仏
教でいう慈悲の心を平たく表現し
ている言葉とされております。
金もなく地位もない、寝たきりの
病人でも、次の七ツの施しができ
るといのであります。

2 大字山田字山ノ後

五六〇番二原野五三八一

平方米の内三八一一平方

米 昭和四十七年五月二十七日提

出

岡垣町長 深田順一

提案理由

地方自治法第九十六条第一項

第六号の規定によって交換による

公有財産を取得するため。

賛成多数（反対五名）原案可決

◎今回の第三回臨時会は地方自治

法第一百条第一項の規定により議

員定数の四分の一の議員の請求に

より招集されたものである

岡垣町議会議務局

眼施(げんせ)、やさしいまなざしで周囲の人々の心を明るくする。人間の眼くらい、ある意味で複雑な色合をうつし出すものはない、「目は心の鏡」ともいわれま

す。その目にたたえられたまごやかな光は、どんなにか人々を慰めはげますとか、又相手が過失をおかしたときは、特別なものがあります。ちよつとここで私事をつけ加えますと、終戦後間もない頃花田更生君の金五万円を預って、白昼それを若者にだまし取られた事がありました。当時の金は千円札や一万円札でなく、百円札五百

枚は持ち重みする金でありました。その時あのやかまじやで、知られている更生君は、やさしいまなざしで、一言の文句を言わずにゆるしてくれて、後日になつてもそのことにふれることはありませんでした。私は恩返しも出来ず今日に至っております。

次に「和顔悦色施(わげんえつじせ)」目のつきには笑顔でありまして、中老年の笑顔は、まわりにはもろろん、何よりも本人にとって救いになると言うのであります。

「言辭施(げんじせ)」といつてやさしい言葉をかけること。「身施(しんせ)」身体を使って人のため世のために役にたつこと、現代語で勤勞奉仕とはほんらい、ほどこしのことでありませ

「心施(しんせ)」感謝の言葉

でまわりの人々の心を明るくする、現代人には「ありがとう」という言葉が少なくはないか、たつたこの「ありがとう」の五字の音声が、この世の中をどんなにか佳みよくすることでありませう。

「牀座施(しょうざせ)」場所や席をゆずり合う。そのことで、人々のトゲトゲしい心をやわらげる交通ラッシュだ。やれ席取り競争から、或は権力の座の争に至るまで現代に於て何と(しょうざせ)の必要が痛感されます。

「房舎施(ぼうじゃせ)」乞う

もの、たずねるものがあれば一宿一飯のほどこしを与えること、以上が「無財の七施」の説明であります。大切なことは、七施は生活の技術ではありません。もともとこれは真心より発するものであります。現代人は人間関係がギスギスしています。とすればこの七施は、現代社会の潤滑油の役目を持つていふと云えるかもしれせん

公民館事業一覽表

曜	教室名	時間	講師名
月曜	表千家茶道	八時半~十一時半	辻 宗 静
火 第一	料理	十時~十二時半	門 司 信 代
火 第三	料理	十八時~二十一時	〃
水	小原流生花	九時半~十二時	岡 田 豊 洋
水	煎茶	十三時半~	〃
水	剣道	十七時半~十八時半	吉 田 次 郎 外
水	剣道同好会	十八時半~十九時半	〃
木	手芸	十時~十六時	佐 奈 木 郁 代
金	池ノ坊生花	九時半~十二時	木 原 碧 雪
金	表千家茶道	十三時~十六時	長 畑 宗 希
金	剣道	十七時半~十八時半	吉 田 次 郎 外
土	剣道同好会	十八時半~十九時半	〃
土	お茶同好会	十三時~十六時	長 畑 宗 希
土	民謡同好会	十九時半~	若 宮 秀 夫
日	書道	十三時~十五時	〃
土/火	卓球同好会	十七時~十九時	廣 渡 喜 多 留
毎日	庭球同好会		

明るい社会をつくる

懸賞論文募集

科学技術の進歩と、物質文明の発達で一見豊かな社会が築かれていきます。が反面、交通事故、公害人間相互の不信任が生む人間疎外自己中心主義で他を顧りみないのが、現在の世相のようです。人間は誰でも善意の心を持っていきます。それをより合わせ明るい社会を築きたいと思ひます。

その一環として懸賞論文を募集します。ふるって応募下さい。

- 一、題は自由
- 一、原稿締切り 七月十五日
- 一、原稿用紙五枚以内
- 一、提出先 中央公民館
- 一、優秀作三位まで薄賞を出します。

明るい社会づくり推進準備会

庭球練習会

六月六日公民館で、庭球愛好者の打合せ会をし、次のことが決まった。

- 1、テニスコートを使用するのは同好会員のみ。会員には会員証を公民館から発行する。
- 2、右の会費は月百円
- 3、ボールの共同購入費等にあてる。
- 3、会員は全員スポーツ障害保険に加入すること、保険金は年百円
- 4、テニスシューズは、九百円から千円するが、自分でそろえること。

ラケットは公民館で少し用意しているが、大きさ、重さ等になれたら、自分でそろえること、硬式用で四千五百円位する。

5、練習日
中学生、高校生の男子は

火曜、木曜、女子は水曜、金曜の午後四時半から一時間くらいと、土曜の午後二時から二時間くらい、一般の方はそれ以外の時間、だから午前でも午後でもよい。

6、日曜日は午前八時から池田辰司氏が指導される、水曜の午後五時半頃から矢野信男さんが指導されることもある、但しいづれも硬式が主

7、こみ合った時はお互い譲りあつて、十五分位で交代しよう。

8、肌着だけ、素足、裂われ帽、鉢巻は禁止。

9、礼儀は正しくすること

10、使用の前と後にはローラーでコートを手入する

11、来た時と帰る時は、必ず公民館職員か、管理人に届けること。

公 民 館

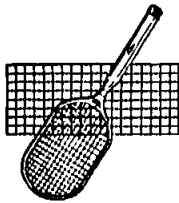
卓球の練習

中央公民館での卓球の練習は、次の要領でお願ひします。

- 1、体力づくり、人づくりが主目的だから、利用する人は全員会員になつてもらう。
- 2、会費は月五〇円。これで球等を共同購入する。ラケットは個人もち。スポーツ傷害保険金百円もいる。
- 3、会員は小学生上学年から上。
- 4、練習

- 月曜午後五時 中学生 六時一般
- 火 五時 小学生 六時一般
- 日 午前一般 午後小中高生
- 土 午後一時 小中学生
- 土 午後五時 一般

土曜はコーチがつく。
練習は一人一時間程度
水木金曜は休む。
5、来た時と帰る時は必ず、公民館職員か管理人に届ける。
代表者は使用簿をつける。



公民館対抗

卓球大会予告

日時 七月九日 八時より

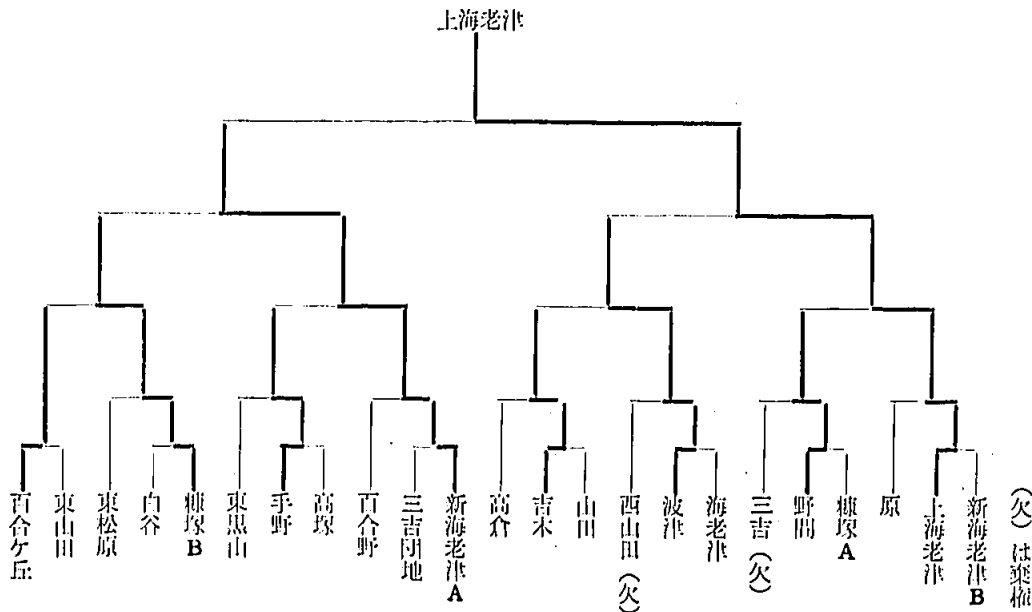
場所 岡壇中央公民館 変更も有

チーム編成

男子四人 女子は三人1区2チームの参加を認める後で二十五才以上と以下に分け個人戦をする。但し一チームから二人以内出場。団体戦に参加しない区でも、個人戦には二名の参加を認める。

公民館対抗野球大会

五月七日、二十一日、二十八日に、第二十一回公民館対抗野球大会を実施しました。二十八日の優勝を挙げました。



(欠)は棄権



本原教育委員長閉会のことば
閉会式に当り一言御挨拶を申し上げます。

先ず上海老津区チームの優勝を心から祝福致します。この大会は岡壇町青少年の人間形成のため、学校教育、家庭教育と相俟って、社会教育の中のスポーツ部門を通じて体育と人格陶冶、殊にフェアプレーの精神涵養のために、岡壇町教育委員会、体育協会共催のもとに行われるもので、予選を通じ、本日の優勝戦迄選手諸君の活躍とこの大会開催のために、休協役員各位並に審判団の、献身的な御協力に対し、深甚の敬意と謝意を捧げるものであります。

本年度大会は今日で終了ですが、この開催の主旨と、之に参加されるその精神は来年も、再来年もずっと永遠に続くもので、将来に向けてこの岡壇町軟式野球大会の益々発展する様、皆様の御尽瘁あらん事を願って、閉会のことばと致します。

